

教育資金一括贈与専用普通預金

令和3年7月1日現在

1. 商品名	・教育資金一括贈与専用普通預金
2. 販売対象	・直系尊属（祖父母、父母等）から教育資金を受贈された30歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は、お一人様につき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。 ※払戻資金の入金口座として、この専用口座の他に普通預金口座が必要となります。
3. 期間	(1) 贈与税が非課税となる預金の取扱期間 平成26年4月1日～令和5年3月31日 (2) 預入期間 預金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ※2カ月以内に直系尊属から贈与された金銭を預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書、合計所得金額に関する確認書等を当金庫に提出いただきます。 ・1円以上1,500万円以下 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外非課税措置の適用を受けることができません。但し、1回の支払金額が1万円（消費税込）以下で、かつ、その年中（暦歴：1月1日から12月31日）における合計支払金額が24万円（消費税込）以下のものについては領収書に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細（少額支出支払明細書）を提出することにより払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算です。 *利息額は教育資金の管理に含まれません。
7. 税金	・利息には2.0%（国税1.5%、地方税0.5%）の税金が源泉分離課税されます（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 *2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が源泉分離課税されます。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・原則として中途解約はできません。ただし、預金者が①30歳に達した場合、②死亡した場合、③預金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはかなしん よろず相談承り処（10時～19時、電話0120-04680

	<p>1) にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記かなしん よろず相談承り処または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫かなしん よろず相談承り処もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、普通預金無利息型）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息が保護されます）。 ・教育資金管理契約の終了までの間に贈与者が死亡した場合において、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、当該受贈者（預金者）が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。ただし、その死亡日において以下に該当する場合は対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該受贈者（預金者）が23歳未満である場合 ②当該受贈者（預金者）が学校等に在学している場合 ③当該受贈者（預金者）が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 <p>（注1）上記の管理残額とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、一定の期間内に拠出した分に対応する額をいう。</p> <p>（注2）上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。</p>